

札幌市国民保護協議会 議事録（概要）

1 日時 平成20年2月12日（火） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所 札幌すみれホテル（中央区北1条西2丁目）

3 出席者 会長（市長）及び委員52名

4 欠席者 委員9名

5 次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 新委員紹介

(4) 議事

ア 平成19年度取組状況報告

（ア）国民保護計画の広報・周知活動について

（イ）国民保護計画における避難施設の指定について

（ウ）国民保護対策本部等の組織及び運営等に係る規程の整備について

（エ）各種応援協定及びマニュアルの検討について

イ 国民保護計画の軽微な変更（予定）について

ウ その他

（仮称）危機管理対策会議の設置について

(5) 閉会

6 議事の概要

(1) 平成19年度取組状況報告

資料1-1～資料1-4により、事務局が説明を行った。

○ 意見、質問等

<避難計画について>

私が住んでいる地区は、隣が自衛隊の駐屯地となっているが、地域の住民を避難させることを考えると、どこの道路を自衛隊が使い、どこの道路で住民が避難するのかなど、（避難のイメージが）全くみえていない。すぐには解決しないと思うが、大事なことと思う。

<町内会の助成金について>

札幌市の地域住民が活動するための組織助成金は、町内会の加入世帯が算出基礎になっている。ただ、災害が発生した際には、町内会の加入・未加入にかかわらず、地域の住民を助けることになる。加入率の低い大きな町内会は、少ない活動資金で（多くの住

民を助けることになり) 安心・安全を確保しなくてはならず困難なことだ。地域活動をしている組織に対する助成や交付金のあり方をもう一度考えてほしい。

<応援協定について>

札幌市がスーパー等と協定を結ぶのはとても大事なことだが、自主防災組織もその対象の中に入れていただきたい。災害が起きたとき、住民が自宅で備えている食料等を持って逃げるとなると、現実の問題として逃げ遅れてしまうことになる。住民が逃げ遅れることをなくすため、食料等のある程度もって逃げなくても、避難所へ入った後に、地域や自主防災組織が協定を活用し、避難住民に食料等を供給することができるシステムを作してほしい。

(以上、委員)

⇒ ・自主防災活動の推進は大事だと考えている。今年の1月現在で、自主防災の組織率は87.9%であり、かなりの町内会で組織されている。ただ、地域ごとに活動の温度差というものがある。そこで、札幌市としても、自主防災活動の活性化の取組ということで、区ごとに防災リーダー研修を行ったり、市主催の防災訓練では、防災資機材を活用した発災型対応訓練ということで内容を工夫している。また、洪水ハザードマップを活用した地域の研修会やDIG というものを推進している。このような取組を通じて支援をしている。

・現在、札幌市では、大手スーパーと流通備蓄について協定を結んでいる。避難場所に対する食料品の提供方法は、1日目は札幌市で備蓄している食糧で対応し、2日目以降は、大手スーパーの流通備蓄を利用することになっている。その際、札幌市が各避難場所の物資の必要数を把握して、必要な物資を提供する体制を考えており、避難場所にもれなく物資が行き渡るようにすることになっている。

(以上、事務局)

<マニュアル及び指定公共機関の業務計画について>

・昨年度できた計画に基づき、札幌市の関係部署・機関のマニュアルや指定公共機関の業務計画が作られると聞いていた。それらの具体的な内容が、事前に情報提供されず、検討できないという状況で今日臨んでいる。どの程度作られているのか、すぐには無理かもしれないが、できればそれが分かる資料を配布してほしい。

・指定公共機関の業務計画は、一部インターネットで見ることにはできるが、事務局で掌握しているものについては、協議会委員に情報提供してほしい。

(以上、委員)

⇒ ・現在、所管部局で整備している自然災害のマニュアルがある。それを国民保護事案についても準用可能か検討をしている最中であり、今年度末をめどに確認をしていく。検討中のマニュアルは行政内部の事務の進め方や手続を明らかにすることを目的にしており、職員や関係機関の電話番号等の個人情報も記載されることになるので、公表は予定していない。ただ、中には、避難について市民に周知すべきことも盛り込まれることになるので、この点は別途パンフレットを作るなど、市民周知や関係機関・協議会委員にも情報提供していきたいと考えている。

・指定公共機関の業務計画は多くあり、公表できるものだと思うが、他の機関が作ったものなので、了解を得た上で各委員に情報提供することは可能と考える。

(以上、事務局)

・指定公共機関の業務計画を委員に提供することは、特に差し支えないと思う。ご指摘の点は配慮させていただきたい。(会長)

<国民保護対策本部等の組織運営規程について>

札幌市国民保護対策本部の規程を3月までに制定するようだが、その内容を協議会で検討する機会がないのではという懸念が生じる。組織・運営がどうなるのかは大事であり、協議会の目的でもある重要事項に該当する事項と考える。そうであれば、事前に案として提出し、協議会委員の意見を聴くという手続を踏んでしかるべきだ。(佐藤委員)

⇒ ・あくまで、市内部の職員体制や分担を規定するもので、市の内部で決めていこうと考えている。

・現在、庁内でチェックをしているが、その内容は、本部が設置されたとき何局が何班になりどういう業務を行うのか、本部会議に誰が参加するのか、市の職員の配置体制はどうなるのかというものなので、作成の前からみなさまにご検討いただいで決めることは想定しておらず、機会を設けることは考えていなかった。

(以上、事務局)

⇒ 現場で動く我々(自主防災組織など)が内容を知らずに、マニュアルが決まっていくことはいかがかと思う。計画を作るのは市役所であるが、それを具体化するときは、我々の意見を聴き取って、議論があつてしかるべきと思う。(委員)

<家庭のペット対策について>

災害が起きたとき家庭の犬や猫の識別ができよう、現在、国はそれらの動物にマイクロチップを埋め込む計画を進めており、北海道獣医師会としても札幌市動物管理センターと一緒に普及啓発しているが、国民保護計画パンフレットでも啓発してほしい。また、マイクロチップを感知するリーダーが必要であり、動物病院や集合場所(避難場所)に設置するという具体的な検討をしてほしい。あと、札幌市内にある155の動物病院が、災害時の集合場所(避難場所)で対応できる体制ができていると、獣医師会としても協力できると思う。(委員)

⇒ 新しい視点で我々も気がつかなかったところだ。参考にさせていただく。(会長)

(2) 国民保護計画の軽微な変更(予定)について

資料2により、事務局が説明を行った。

質疑なし

(3) その他

資料3により、事務局が説明を行った。

質疑なし

(4) 全体を通して

○ 意見、質問等

<訓練について>

政府や他の自治体では訓練を実施していると聞いているが、札幌市はどのような準備をし、また、訓練についてどのような考え方を持っているのか。あらかじめ協議会に諮ったり、または、委員が意見を述べる機会を設けてほしいという意味を含めて質問している。(委員)

⇒ 国民保護の訓練は、現時点で札幌市単独で行う予定はない。ただ、北海道の訓練には、札幌市も参加することを考えている。国民保護の法制度では、国の事態認定があり、北海道からの指示があるという流れになっているからだ。(事務局)
<武力攻撃事態時の自衛隊による対処措置と国民保護との対応関係について>

武力攻撃が起きたとき自衛隊による対処措置が行われるが、対処措置の具体的な検討がどのように行われていて、国民保護とどういった対応関係になっているのか。自衛隊内部で議論している内容を協議会や自治体へ情報提供することになっているのか。

⇒ 自治体は、あくまで、武力攻撃事態等において住民の身体・生命を保護し、被害を最小にすることを目的に、国民保護措置を実施することになっている。従って、札幌市も、札幌市国民保護計画により、その責務を最優先に実施することになるので、武力攻撃における対処措置について、札幌市で検討する内容とは少し違うのではないかと考えている。(事務局)

⇒ 我々は、第一線の部隊であり、武力攻撃対応は国や政府が決めて、我々は任務を受ければそれに従うことになる。いろいろな場面があり、この場では少し答えにくい。(委員)

⇒ 具体的な場面では国民保護の側面と部隊の任務の調整は発生すると思う。議論する場を作るなど今後の課題にしたい。(会長)

<避難計画について>

ある程度、避難路の想定がないと避難計画が立てられないし、地域住民に説明できない。今後の課題として挙げられる。(委員)

⇒ 武力攻撃事態の想定次第で、準備が変わってくると思う。情報提供できるものはしっかりとしていきたいと考えている。(会長)